

○香川県少年補導職員勤務要綱の制定について（例規）

（平成31年1月4日付け例規香少年第7号）

少年補導職員の勤務については、少年法（昭和23年法律第168号）、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）、少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号）、香川県少年補導職員規程（平成12年香川県警察本部告示第15号）及び香川県少年警察活動実施規程（平成20年香川県警察本部告示第5号）に定めるところによるほか、「香川県少年補導職員勤務要綱の制定について」（平成20年6月16日付け例規香少年第102号。以下「旧例規」という。）に基づき実施しているところであるが、この度、旧例規の保存期間満了に伴い、所要の見直しを行い、新たに別添のとおり「香川県少年補導職員勤務要綱」を定め、平成31年1月4日から実施することとしたので、適正な運用に努められたい。

別添

香川県少年補導職員勤務要綱

第1 趣旨

この要綱は、少年法（昭和23年法律第168号）、少年警察活動規則（平成14年国家公安委員会規則第20号）、少年法第6条の2第3項の規定に基づく警察職員の職務等に関する規則（平成19年国家公安委員会規則第23号。以下「警察職員の職務等に関する規則」という。）、香川県少年補導職員規程（平成12年香川県警察本部告示第15号）及び香川県少年警察活動実施規程（平成20年香川県警察本部告示第5号。以下「実施規程」という。）に定めるものほか、香川県警察の少年補導職員（以下「少年補導職員」という。）の勤務に関し必要な事項を定めるものとする。

第2 任務

1 少年補導職員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 少年相談
- (2) 繼続補導
- (3) 被害少年の保護
- (4) 街頭補導
- (5) 触法・ぐ犯・不良行為少年事案の処理
- (6) 家出・要保護少年の処理
- (7) 有害環境の浄化
- (8) 広報啓発・関係のある機関、団体、少年警察ボランティア等（以下「関係機関等」という。）との連携
- (9) その他所属長の命ずる事項

2 少年サポートセンターの少年補導職員は、1に掲げる任務のほか、署の少年補導職員の指導に当たるものとする。

第3 心構え

少年補導職員は、実施規程第5条に規定する少年警察活動の基本を遵守して任務に当たらなければならない。

第4 勤務要領

1 少年相談

- (1) 少年補導職員は、少年、保護者その他関係者から少年相談を受けたときは、懇切丁寧に応対し、当該事案の内容に応じて、非行の原因、家庭の状況、友人関係等を調査するとともに、家庭、学校、職場等と連携しながら、早期に問題が解消されるよう適切な措置を講ずるように努めるものとする。
- (2) 少年相談の実施に当たっては、別に定める「少年相談実施要領」に基づき行うものとする。

2 繼続補導

- (1) 少年補導職員は、実施規程第12条に規定する少年について、その非行の防止を図るために特に必要と認められる場合は、保護者の同意を得た

上で、家庭、学校、交友その他の環境について相当の改善が認められるまでの間、当該少年に対して助言、指導その他の補導を継続的に実施するものとする。

- (2) 継続補導を必要とする少年については、少年課長又は署長（以下「署長等」という。）に報告するものとする。
- (3) 継続補導に当たっては、別に定める「親子カウンセリング実施要綱」に基づく親子カウンセリング（以下単に「親子カウンセリング」という。）の利用、受持ちの地域警察官、学校、職場及び関係機関等との緊密な連絡及び連携を保持する等により、その効果的な実施に努めるものとする。

3 被害少年の保護

- (1) 少年補導職員は、犯罪又は少年の健全な育成に障害を及ぼす行為により被害を受けた少年を把握したときは、当該少年が再び被害に遭うことを防止し、健全な育成を図るための助言を行う等により必要な支援を実施するものとする。
- (2) (1)の支援活動の実施に当たっては、被害者対策部門及び事件捜査を担当する警察官との連携に配意するとともに、当該少年の精神的打撃の軽減に資するために特に必要と認められるときは、保護者の同意を得た上で、親子カウンセリングの実施、関係者への助言その他の継続的な支援（以下「継続的支援」という。）を行うものとする。
- (3) 継続的支援の実施に当たっては、別に定める「被害少年に対する継続的支援の実施について」に基づき行うものとする。

4 街頭補導

- (1) 街頭補導は、非行少年等（非行少年、不良行為少年、被害少年及び要保護少年をいう。以下同じ。）のい集・非行が行われやすい場所、時間帯を重点として、必要に応じて関係機関等に協力を求めるなど、効果的かつ計画的に実施するよう努めるものとする。
- (2) 街頭補導に当たっては、少年補導職員のみの場合は、2人以上で実施することとし、署長等が必要と認めるときは、少年サポートセンター又は複数の署の少年補導職員又は警察官と協同して行うものとする。
- (3) 少年補導職員は、積極的な声かけ等により、非行少年等の早期発見に努め、非行少年等を発見し、又は補導したときは、少年の特性に配意するとともに、非行少年等及びその保護者又は学校、職場等の関係者に必要な注意又は助言を行うものとする。
- (4) (3)の保護者又は関係者への注意又は助言を行うに当たっては、当該少年の住居地又は学校若しくは職場の所在地が他の署の管轄区域にあるときは、当該署と連携を図るものとする。

5 触法・ぐ犯・不良行為少年事案の処理

- (1) 少年補導職員は、触法少年に係る事件、ぐ犯少年に係る事件及び不良行為少年に係る事案を取り扱うときは、その内容を署長に報告して指揮を受け、必要に応じて家庭裁判所への送致又は通告、児童相談所への送致又は通告その他の処理手続を行うとともに、当該事件・事案に係る少

年及びその保護者に再非行防止のための必要な注意又は助言を行わなければならない。

- (2) 触法少年に係る事件及びぐ犯少年に係る事件の調査は、実施規程第28条第1項に掲げる事項に関する教育訓練を受けた少年補導職員のうちから、警察職員の職務等に関する規則第1条の規定により本部長が指定した少年補導職員が行うものとする。

6 家出・要保護少年の処理

- (1) 少年補導職員は、家出した少年を発見し、又は家出した少年が発見されたときは、保護者の同意を得て当該少年を署に招致し、家出の原因及び動機並びに家出中の行動について調査した上で、注意又は助言を行うとともに、継続的な助言、指導等を必要とすると認めるものについては、継続補導を行うものとする。
- (2) 家出少年の招致に当たっては、別に定める「香川県少年警察活動実施規程等に基づく事務の取扱要領」に基づき行うものとする。
- (3) 少年補導職員は、児童虐待を受け、又は受けているおそれのある児童等要保護少年を発見したときは、事案の態様に即した応急的な措置を講じた上、児童相談所その他関係する行政機関と緊密な連携を図り、必要により児童相談所への通告、保護者に対する注意又は助言を行うものとする。

7 有害環境の浄化

少年補導職員は、通常の勤務を通じて、少年に有害な影響を与える広告物、図書、営業等の発見に努め、これらを発見したときは、署長等に報告するものとする。

8 広報啓発・関係機関等との連携

- (1) 少年補導職員は、少年の非行の防止、犯罪等による少年の被害の防止、少年相談の利用の促進等を図るため、広報資料等を作成し、非行防止教室、薬物乱用防止教室、地域座談会等の機会を利用して配布する等により、効果的な広報啓発の活動を行うものとする。
- (2) 少年補導職員は、少年警察活動が関係機関等の理解及び協力を得て行うことが必要であることを認識し、学校、児童相談所及び関係機関等と緊密な連携を図るものとする。

第5 派遣要請

- 1 署長は、少年補導職員の応援を求める必要があるときは、他の署長に対し、別記様式の少年補導職員派遣要請書により要請するものとする。
- 2 派遣の要請を受けた署長は、少年補導職員を派遣する必要があると認めるときは、当該少年補導職員の派遣を命ずるものとする。
- 3 他の署長からの要請に基づき派遣された少年補導職員は、派遣先の署長の指揮を受けて少年警察活動に従事するものとする。

別記様式（第5関係）

年 月 日

殿

署 長

少 年 補 導 職 員 派 遣 要 請 書

下記のとおり少年補導職員の派遣を要請します。

記

派 遣 日 時	
派 遣 先	
人 数	
要 請 理 由	

備考 用紙の大きさは、日本工業規格 A4列4番とする。